

令和6年6月20日(木曜日) 第 519 号

発行宮崎県印刷宮崎市旭1丁目6番25号K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 64,800円

目	次
---	---

i	○職業訓練指導員試験の実施(雇用労働政策課) 3	ξ
1		, -	,
i	○土地改良区の役員の就任の届出(農村整備課) 4	Į
1	○土地改良区の定款変更の認可(″) 4	ŀ
1	○県営土地改良事業計画の策定(2件)(″) 5	;
1	○県営土地改良事業計画の変更(″) 5	5
i	○家畜商講習会の開催(畜産振興課) 5	5
	○公共測量の終了の通知(14件)(管理課) 5	;
1	○入札公告	7	7
į	雑報		
1	○宮崎県市町村職員共済組合の令和5年度決算の		
1	要旨	6)
	正誤		
i	: ○ ○ 令和 6 年 3 月29日付け県公報 (号外第12号) 由	1	n

景

宮崎県告示第 335号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。 令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業	指定居宅サービス 事 業 所		指定居宅事 賞	サ ー ビ ス 業 者	指 定	サービスの	
険 事 業 所 番 号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類	
ョン Visio I		宮崎県北諸県郡三 股町蓼池1409番地 1 ブランエノワ ールI 202号室	医療法人こみぞ眼 科	宮崎県日南市星倉 1572番地 1	令和6年5月27日	訪問看護	

宮崎県告示第 336号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。 令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保	指 定 介 護 予 防 サービス事業所		指 定 介サービス	護 予 防 ス 事 業 者	指 定	サービスの	
険 事 業 所 番 号	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類	
4561790041	訪問看護ステーション Vision	宮崎県北諸県郡三 股町蓼池1409番地 1 ブランエノワ ールI 202号室		宮崎県日南市星倉 1572番地1	令和6年5月27日	介護予防訪問看護	

宮崎県告示第 337号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第75条第2項の規定により 、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。 令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	指定居宅	サービス 巻 所	1	サ ー ビ ス 業 者	廃止	サービスの	
所番号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類	
4572001370	訪問介護センター 新富	宮崎県児湯郡新富 町新田字羽広1928 番1	有限会社ひかり苑	宮崎県宮崎市清武 町あさひ1丁目1 番地2	令和6年5月31日	訪問介護	
4572100453	特別養護老人ホー ム平寿園	宮崎県東臼杵郡椎 葉村下福良54番地 337	社会福祉法人清風会	宮崎県東臼杵郡美 郷町西郷区田代22 08番地	令和6年5月31日	通所介護	

宮崎県告示第 338号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 231条の2の3第1項に規 定する指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名称	所 在 地
株式会社トラスト バンク	東京都品川区上大崎3丁目1番1号
宮銀カード株式会 社	宮崎県宮崎市橘通東1丁目7番4号第一宮 銀ビル7階
トヨタファイナン ス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号
株式会社さとふる	東京都中央区京橋 2 - 2 - 1 京橋エドグラン13階
PayPay株式 会社	東京都千代田区紀尾井町1-3
株式会社 D G フィ ナンシャルテクノ ロジー	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7デジタル ゲートビル10階
楽天グループ株式 会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号楽天ク リムゾンハウス

- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類 ふるさと宮崎応援寄附金
- 3 指定をした日 令和6年4月1日
- 4 指定納付受託者に納入させる期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

宮崎県告示第 339号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年6月20日から同年7月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の幅量	延長
番号	種 類			の別	(メートル)	(メートル)
	国道	388号	東臼杵郡美郷町北郷黒	IH	12.9~ 78.5	303, 3
			木字ョリキ 207番3地 先から同郡 同町北郷黒 木同字 194	新	12.9~ 78.5	303. 3
			番1地先まで			

宮崎県告示第 340号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年6月20日から同年7月4日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種 類	路線名	区間	供用開始の期日
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 桑野内字椿 畑29番7地 先から同郡 同町同大字 字二又40番 2地先まで	令和6年6月20日

宮崎県告示第 341号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区	名	土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号	原因となる自然
延岡市	構		I - 1 - 1437	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 342号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11 条第4項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更 の届出があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 夏	更 前	変	更 後	変 更
売りさばき	売りさばき	売りさばき	売りさばき	
人の氏名	をする場所	人の氏名	をする場所	年月日
一般社団法	都城市高城	一般社団法	都城市山之	令和6年
人 宮崎県猟友会	町大井手 7 82番地 1	人 宮崎県 猟友会	口町富吉29 92番地3	5月31日
	落合和弘宅		中村教和宅	
	内		内	

公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

- (1) 学科試験 (関連学科及び指導方法) を実施する職種
- (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種 全職種
- 2 試験科目

免許職種	学	科	試	験	の	科	目	
全職種	指導方法							

3 受験資格

- (1) 受験資格は、次のとおりとする。
 - ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。 以下「省令」という。)第45条の2第2項各号又は第3項各 号のいずれかに該当する者
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2年を経過しない者

4 試験の免除

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲で試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定 又は単一等級の技能検定に合格し た者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定 に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及 び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓 練指導員試験に係る系基礎 学科と同一の系基礎学科に 限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員 試験において実技試験に合格した 者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科 試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員 試験において学科試験のうち関連 学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管 理科及び福祉工学科に係る職業訓 練指導員試験にあっては、学科試 験のうち関連学科)に合格した者	学科試験のうち関連学科の 系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物 衛生管理科及び福祉工学科 に係る職業訓練指導員試験 にあっては、学科試験のう ち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科 試験のうち関連学科の系基礎学科 に合格した者	学科試験のうち関連学科の 系基礎学科(当該職業訓練 指導員試験に係る系基礎学 科と同一の系基礎学科に限 る。)
免許職種に関し、実務経験者訓練 技法習得コースの指導員養成訓練 を修了し、職業訓練指導員試験に	学科試験のうち指導方法

おいて学科試験のうち指導方法に 合格した者と同等以上の能力を有 すると職業能力開発総合大学校の 長が認める者であって、法第30条 第3項に定める職業訓練指導員試 験を受けることができるものに限

免許職種に関し、実務経験者訓練|学科試験のうち関連学科 技法習得コースの指導員養成訓練 を修了し、職業訓練指導員試験に おいて学科試験のうち関連学科に 合格した者と同等以上の能力を有 すると職業能力開発総合大学校の 長が認める者(法第30条第3項に 定める職業訓練指導員試験を受け ることができる者に限る。)

免許職種に関し、実務経験者訓練 | 実技試験の全部 技法習得コースの指導員養成訓練 を修了し、職業訓練指導員試験に おいて実技試験に合格した者と同 等以上の能力を有すると職業能力 開発総合大学校の長が認める者(法第30条第3項に定める職業訓練 指導員試験を受けることができる 者に限る。)

免許職種に関し、応用課程又は特|学科試験のうち関連学科 定応用課程の高度職業訓練を修了 した者

免許職種に関し、専門課程又は特|学科試験のうち関連学科 定専門課程の高度職業訓練を修了 した者

学校教育法(昭和22年法律第26号 | 学科試験のうち関連学科) による大学又は高等専門学校に おいて免許職種に関する学科を修 めて卒業した者(当該学科を修め て専門職大学前期課程を修了した 者を含む。)

省令別表第11の3の免許職種の欄 に掲げる免許職種について同表の 試験の免除を受けることができる 者の欄に掲げる者

省令別表第11の3の免除の 範囲の欄に掲げる試験

省令第45条の2第3項第4号に規 実技試験の全部 定する者

5 試験期日 令和6年8月30日(金曜日)

6 試験場所

宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

- 7 受験申請の手続
- (1) 提出書類
 - ア 職業訓練指導員試験受験申請書(以下「申請書」という。) 及び3に掲げる受験資格を証する書類
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、4 に掲げる者に該当することを証する書類
- (2) 提出先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 宮崎市橘通東2丁目 10番1号

(3) 受付期間

令和6年7月8日(月曜日)から令和6年7月26日(金曜日)まで(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、 7月26日付けの消印のあるものまで有効とする。なお、封筒の 表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きするこ と。)

(4) 受験手数料 3,100円 (宮崎県収入証紙(消印はしないこと。) により納付するこ

(5) 受験票

申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

8 合格通知

令和6年9月30日(月曜日)合格者に通知する。

- 9 その他
- (1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業 技術専門校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会、各 事業組合等で交付する。
- (2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒に宛先を明記の上 、140円切手を貼り、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課人 材育成担当に申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政 策課(電話0985 (26) 7107) に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により 、尾鈴土地改良区(川南町)の役員の就任について次のとおり届出 があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役	名		氏	名		住 所
監	事	横	尾		剛	児湯郡川南町大字川南 22834番地 1

(任期:令和6年8月5日まで)

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第2項の規定により 、鳩越土地改良区(都城市)から令和6年4月1日付けで申請のあ った定款の変更を認可した。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により えびの南部地区県営土地改良事業(えびの市、中山間地域総合整備 事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類 策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年6月20日から令和6年7月19日まで

3 縦覧場所

えびの市役所農林整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算 して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができ

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画 の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に 、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、 この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により 亀沢地区県営土地改良事業(えびの市、ため池等整備事業)に係る 土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類 策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年6月20日から令和6年7月19日まで

3 縦覧場所

えびの市役所農林整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算 して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができ る。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画 の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に 、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、 この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第88条第1項の規定により、城山地区県営土地改良事業(都城市、県営ため池等整備事業(土砂崩壊防止))に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
 - 変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間

令和6年6月20日から令和6年7月19日まで

3 縦覧場所

都城市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

家畜商法(昭和24年法律第 208号)第4条の2第1項の規定により、令和6年度宮崎県家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 開催の日時及び場所
 - (1) 開催日時 令和6年11月5日(火)及び同年11月6日(水) 受付 午前8時から

講習 午前8時30分から午後5時まで

- (2) 開催場所 宮崎県庁 9 号館 933号室 (宮崎県宮崎市宮田町 3 -46)
- 2 講習科目及び講習時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴

4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 受講対象者

家畜の売買若しくは交換又はそのあっ旋の事業を営もうとする 者

4 受講申込手続

受講を希望する者は、家畜商講習会申込書に額面金額 3,300円の宮崎県収入証紙 (消印をしていないもの)及び写真 (申込前6月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもの)を貼付し、令和6年10月11日(金)まで(必着)に住所地を管轄する西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。

5 その他

詳細については、宮崎県農政水産部畜産局畜産振興課(電話09 85 (26) 7140)、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (路線測量)

2 作業地域

宮崎県小林市東方

3 作業終了日 令和6年5月1日

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第

14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (路線測量)

2 作業地域

宮崎県小林市東方

3 作業終了日

令和6年5月1日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (路線測量)

2 作業地域

宮崎県小林市東方

3 作業終了日

令和6年5月1日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (路線測量)

2 作業地域

宮崎県小林市野尻町三ケ野山

3 作業終了日

令和6年2月16日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (路線測量)

2 作業地域

宮崎県小林市野尻町三ケ野山

3 作業終了日

令和6年3月18日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (路線測量)

作業地域
宮崎県小林市野尻町三ヶ野山

3 作業終了日

令和6年3月25日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県児湯農林振興局長から次のとおり 公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量(3級基準点測量)

2 作業地域

宮崎県西都市大字南方

3 作業終了日

令和6年3月25日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (路線測量)

2 作業地域

宮崎県えびの市大字坂元

3 作業終了日

令和6年3月25日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量(UAV写真測量)

2 作業地域

宮崎県えびの市大字坂元

3 作業終了日

令和6年3月25日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (路線測量)

2 作業地域

宮崎県えびの市大字坂元

3 作業終了日

令和6年3月25日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第

14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業地域

宮崎県高原町大字後川内

3 作業終了日

令和6年3月19日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業地域

宮崎県高原町大字後川内

3 作業終了日 令和5年11月15日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり公共 測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量(数値撮影(デジタル)、数地図化 地図情報レベル 1000、3級水準測量、水準点測量)

2 作業地域

宮崎県高千穂町大字岩戸、高千穂町大字上野、五ヶ瀬町大字鞍 岡

3 作業終了日

令和6年5月15日

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり公共 測量が終了した旨の通知があった。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量(基準点測量、水準測量、路線測量、TS等現地測量

2 作業地域

宮崎県五ヶ瀬町大字鞍岡

3 作業終了日

令和6年4月26日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 県立学校校務用コンピュータ 400台
 - (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和6年9月30日
- (4) 契約期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日まで(60月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約 であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合 のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定 する暴力団員をいう。)と密接な関係を有するものであると 認められた場合
 - ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件 契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者で、 業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が 賃貸業務で種目が電算機器の者又は営業種目が電算業務の者 であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供 等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供 できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあって は、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第 三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であ ること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和6年7月18日(木)までに下記5(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは

これに応じなければならない。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るため の申請方法

上記 3(1)アに掲げる資格を有していない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通 東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間

令和6年6月20日(木)から令和6年6月28日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7237
- (2) 期間 令和6年6月20日(木)から令和6年7月31日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
- (2) 期間 令和6年6月20日(木)から令和6年7月31日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
- (2) 提出期限 令和6年7月31日(水) 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。) により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁3号館4階 委員会室
- (2) 日時 令和6年8月1日(木) 午前11時
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第 100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- 12 契約に関する事務を担当する部局等 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、 調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service required: Personnal c-

omputers for school affairs: 400 computers

- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 31 July 2024
- (3) Contact point for the notice: Management Section, High School Education Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7237

宮 崎 県 公 報

雜

宮崎県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。 令和6年6月20日

宮崎県市町村職員共済組合 理 事 長 中別府 尚文

損	益計算書の要旨											(単位	立:千円)
	経 理 区 分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過的 長 期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
	負担金	4, 351, 834	8, 824, 089	483, 539	71, 444			128, 424	213, 480				
収	掛金等	4, 439, 098	5, 888, 159	483, 529					210, 868				
HX.	施設収入・商品売上									115, 821			
	連合会交付金等	405, 710						55, 289				55	
	利息及び配当金	12				4, 934	4, 882	5	15	7	90, 132	1	1
	その他の収入	38, 509						13		16, 869	2, 690	6, 218	43, 223
入	他経理から繰入							24, 396					
	前年度支払準備金	576, 505											
	計	9, 811, 668	14, 712, 248	967, 068	71, 444	4, 934	4, 882	208, 127	424, 363	132, 697	92, 822	6, 274	43, 224
	給付	5, 192, 322											
	役職員給与							108, 793	49, 666		3, 526	470	12, 592
	旅費・事務費							8, 589	7, 946	793	625	40	1, 369
	商品仕入									849			
支	委託費							5, 782	5, 502	63, 813	117		6, 658
	支払利息					4, 934	4, 882				45, 284	4, 934	280
	連合会払込金等	901, 779						7, 978	2, 180				
	前期高齢者納付金	846, 310											
	後期高齢者支援金	1, 723, 657											
出	負担金等払込金		14, 712, 248	967, 068	71, 444			56, 911					
	他経理へ繰入	24, 396											
	その他の支出	909, 457						26, 458	272, 701	78, 191	4, 127	246	10, 497
	次年度支払準備金	812, 763											
	計	10, 410, 684	14, 712, 248	967, 068	71, 444	4, 934	4, 882	214, 511	337, 995	143, 646	53, 679	5, 690	31, 396
	差引当期利益金又は 当期損失金 (△)	△ 599,016	0	0	0	0	0	△ 6,384	86, 368	△ 10, 949	39, 143	584	11, 828

貸任	昔対照表の要旨											(単化	立: 千円)
	経 理 区 分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過的 長 期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
資	流動資産	944, 112	758, 878	60, 944	408	6, 525	2, 514	277, 452	856, 328	364, 748	1, 506, 302	112, 552	567, 566
я	固定資産					490, 000	5, 201, 920	938	43	1, 020, 973	10, 799, 367	466, 543	
産	繰延資産							777					575
PE	資産合計	944, 112	758, 878	60, 944	408	496, 525	5, 204, 434	279, 167	856, 371	1, 385, 721	12, 305, 669	579, 095	568, 141
負	流動負債	37, 373	758, 878	60, 944	408			6, 870	17, 179	22, 095	11, 606, 918		55, 217
	固定負債	812, 763				496, 525	5, 204, 434	78, 689	80, 578	45, 819	2, 828	525, 276	31, 103
債	負債合計	850, 136	758, 878	60, 944	408	496, 525	5, 204, 434	85, 559	97, 757	67, 914	11, 609, 746	525, 276	86, 320
純	利益剰余金	93, 976						193, 608	758, 614	1, 317, 807	695, 923	53, 819	481, 821
資	欠損金												
産	純資産合計	93, 976	0	0	0	0	0	193, 608	758, 614	1, 317, 807	695, 923	53, 819	481, 821
負	債 · 純 資 産 合 計	944, 112	758, 878	60, 944	408	496, 525	5, 204, 434	279, 167	856, 371	1, 385, 721	12, 305, 669	579, 095	568, 141

正

誤

令和6年3月29日付け県公報(号外第12号)中

ページ	段	行	誤	正
18		38	文教対策室副室長	県土整備対策室副室 長
18	右	39	災害報道監	宮崎国スポ・障スポ 対策室副室長
18	右	39	総合政策部次長	宮崎国スポ・障スポ 局次長
18		41	県土整備対策室副室 長	文教対策室副室長
18	右	42 ~ 43	宮崎国スポ・障スポ 対策室副室長	災害報道監
18	右	42	宮崎国スポ・障スポ 局次長	総合政策部次長